

鳥取県告示第272号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん巧を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年7月15日鳥取県指令空第200900053858号

3 しゅん功認可の年月日

平成22年4月23日

4 埋立区域

(1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から286度42分34秒、1,121.56メートルの地点

2の地点 1の地点から100度42分11秒、26.02メートルの地点

3の地点 2の地点から190度42分11秒、5.42メートルの地点

4の地点 3の地点から190度42分11秒、4.40メートルの地点

5の地点 4の地点から280度42分22秒、26.02メートルの地点

6の地点 5の地点から10度42分11秒、4.40メートルの地点

(3) 面積

255.6平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

境港市水産課